

FIT 業務移管に係る
デューデリジェンス支援の業務委託

入札仕様書

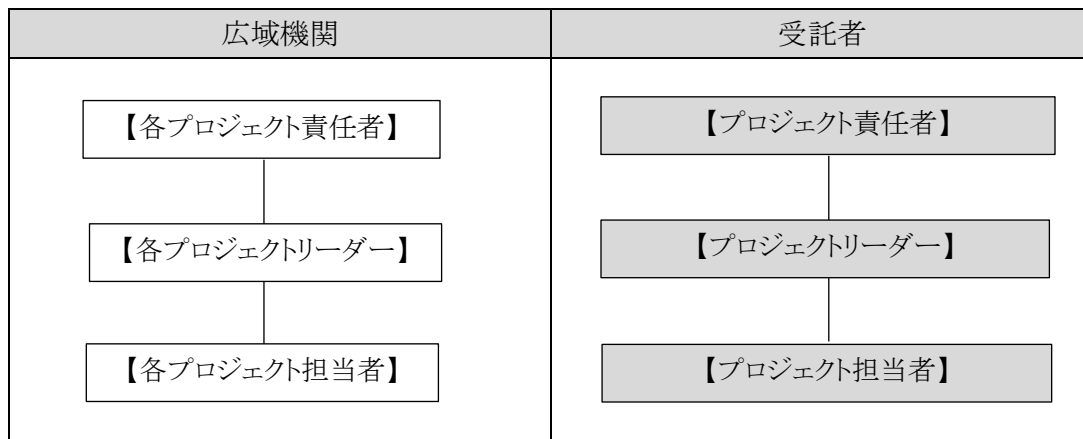
電力広域的運営推進機関

2021 年 6 月

5 検討体制

各業務において、以下の検討体制を基本として進めるものとする。

(1) DD 支援業務



(2) 実施体制に求める要件

業務委託従事予定者に以下のメンバーが含まれていること

- ・国の制度設計の動向に精通しているメンバー
(制度設計に関与した経験を有するメンバーが望ましい)
- ・国の制度設計に基づいた業務設計の実務経験者
- ・公益事業の会計・税務、IT に精通した専門家

6 移管対象となる FIT 業務について

主な業務は下表のとおり。なお、各業務の詳細及び検討状況等については、審議会等の資料を参照すること。

業 務	業務項目
FIT関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札業務(業務規程策定、実施要綱作成、事業計画の審査、入札、結果公表、保証金徴収・返還等) ・ 納付金徴収(額決定・通知、徴収、督促、管理等) ・ 交付金交付(額決定・通知、交付、管理等) ・ 非化石価値取引

【参 考】 要確認

経済産業省ホームページ 調達価格等算定委員会

(<https://www.meti.go.jp/shingikai/santeji/index.html>)

経済産業省ホームページ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会・再生可能

エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/index.html)

経済産業省ホームページ 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会

(https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/#saiene_shuryoku)

7 委託内容

DD 支援業務 (①～④を予備 DD、⑤、⑥を本格 DD と位置付ける)

① FIT 業務の現状把握

GIO からの業務移管に向けて、FIT 業務の現状把握を行う。なお、現状把握結果は、業務移管に向けた取組み内での活用のみならず、移管後の業務遂行内容を明らかにするという観点でも検討を行う。

② GIO からの業務移管範囲および移管方針(移管による影響を含む)の明確化

FIT 業務移管における GIO からの移管範囲を明らかにし、当該範囲で移管を行った際の影響をふまえた移管方針を明確化する。

③ 業務移管に係る財務諸表作成及び移管価値の算定

業務移管範囲に係る財務諸表および公正と評価されうる移管価値^{*}を算定する。

^{*}収益事業ではないため簿価での移管を想定しているが、課題の有無等について DD で整理

④ 業務移管スキームの検討

FIT 業務移管のための適切な業務移管スキームを検討する。

⑤ DD 実施計画の策定及び実施

FIT 業務を広域機関に移管し、確実に業務立上げ・遂行していくために必要な DD 計画を策定し実施する。

なお、本業務委託における主な DD の実施項目は原則として別紙に定めるものとし、法務に関する DD は別プロジェクトでの実施とする。

⑥ DD 実施結果を踏まえた対応方針の明確化

DD 実施結果をふまえて、移管実行にあたり必要となる対応(業務移管の契約に織り込む内容等)についての方針を明確化する。なお、法務に関する検討は、DD と同様に別プロジェクトでの実施とする。

8 作業実施場所等

作業実施場所等は原則指定せず、進捗状況を定期ミーティングで確認するものとし、必要に応じて別途ミーティングを行うものとする。なおミーティングの実施場所は、原則オンライン会議、月最低1回は対面とし広域機関または受託者の会議室のいずれかとする。

9 業務遂行上の留意事項

作業遅延等の理由により適切な委託業務の遂行が期待できないと広域機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

また、本業務委託における検討結果は、別プロジェクト(再エネ関係業務設計支援等の業務委託)での取組みに必要な情報であり、検討状況の共有を求められた場合はこれに従うこと。

10 サプライチェーン・リスク対策

本業務委託の契約に先立ち事前に、貴社の資本関係・役員その他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を広域機関に書面をもって提出すること。ただし委託業務従事者に関する情報は個人単位(名指し)である必要はない。

11 秘密情報の保護

本業務委託に関連して開示する広域機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、下記の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 本業務委託の実施に関して知り得た相手方の情報(以下「秘密情報」という)を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- (2) 本業務委託遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- (3) 本業務委託の契約に先立ち事前に、委託業務に係る情報セキュリティ対策及び管理体制について、広域機関に書面をもって提出すること。
- (4) 秘密情報の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を広域機関に書面をもって報告すること。
- (5) 広域機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (6) 本業務委託の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって広域機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

12 納入物

以下の資料を Microsoft Word など編集可能なファイル形式及びPDFファイル形式で作成

し、電子媒体(DVD-R等)で「12 納入場所」に定める納入場所に提出するものとする。

納入物名	概要
業務移管方針の検討資料	<ul style="list-style-type: none">・ FIT 業務の現状確認結果資料・ GIO からの移管範囲及び影響箇所の検討資料・ 業務移管に係る財務諸表・ 業務移管価格の算定結果資料・ DD 実施計画・ DD 実施結果・ DD 実施結果を踏まえた対応方針に係る検討資料・ 契約合意に向けた方針検討資料

13 著作権の帰属

- ・本業務委託に係り作成、変更及び更新されるドキュメント類の著作権は広域機関に帰属するものとする。
- ・広域機関に帰属する著作権のうち、著作者人格権について、受託者はこれを行わないこととする。

14 納入場所

〒135-0061

東京島江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 事務所

15 着手期日 及び 完了期日(※)

開始期日:2021年8月(契約決定日から)

完了期日:2021年11月

※ 本業務委託の期間は DD の進捗によって変更する可能性があるが、本入札にあたっては上記期間を前提とした入札金額とすること。なお、上記の前提から工期が変更となった場合、業務従事者の月額単価及び工数により精算する。

16 特記事項

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

以上

(別紙) 主な DD 実施項目

分野	項目	主な内容
財務	純資産分析	<ul style="list-style-type: none">・不良債権、滞留債権評価・未交付状態の交付金状況・固定資産償却状況
	収益力分析	<ul style="list-style-type: none">・費用分析(固定費、変動費、人件費など)
	キャッシュフロー分析	<ul style="list-style-type: none">・資本的支出(設備投資等)
IT	機能の網羅性	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行に必要な機能
	非機能要件の適合性	<ul style="list-style-type: none">・可用性、冗長性、運用保守性・情報セキュリティポリシー
	業務効率性	<ul style="list-style-type: none">・機能評価・事業に影響を及ぼすシステム障害状況
	運用容易性	<ul style="list-style-type: none">・システム運用体制、管理プロセス、ドキュメント整備状況・今後の対応(現在検討中のもの)
	事業継続性	<ul style="list-style-type: none">・今後の改修予定・契約更改に必要な対応
	必要データの網羅性	<ul style="list-style-type: none">・業務で必要とされるデータの種類の特定、移管可否の確認・データセンター、ネットワークの共有状況、及び継続利用の可否